

観音寺市・大野原町・豊浜町

# 合併協議会だより

平成16年

第5号

9月1日

■発行：観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局 ☎ 0875-54-9880 FAX 0875-54-9885  
URL <http://www.kot-gappei.jp>



大きく丸い心で輝く月のように、未来に向けて・・・。

- 新市建設計画の協議が進んでいます。（その2）
- 協定項目 調整方針の確認状況（第5回合併協議会のもの）

## 主@な@内@容

- 第6回合併協議会の結果 ..... 2～3
- 新市建設計画の基本理念等 ..... 4～5
- 合併協定項目の検討内容  
23その他（各種事務事業） ..... 6～7
- 第8・9回合併協議会のお知らせ・  
ご意見等 ..... 8



豊浜町  
「高須賀夕映え公園」



観音寺市  
「三豊総合運動公園」



大野原町  
「大野原町中央公園」

# 第6回 合併協議会の 結果

7月22日に第6回合併協議会が開催されました。会議では、協議事項(変更協議を含む) 14件を協議しました。

## 協議事項

### 協議第21号

慣行の取扱いについて(変更協議)  
第4回合併協議会で「新市の市章、花木、市民憲章については、新市において新たに定める。」と、確認されていましたが、その後、委員より「合併前に選定し新市において定めてはどうか。」との意見があり、今回次のとおり変更



の提案があり確認されました。

- 1 新市の市章については、合併前に選定し、新市において定める。
- 2 選定方法については、デザイン関係の専門知識を有する者が作成した図案をもとに合併協議会において新市にふさわしい市章を選定する。
- 3 新市の花、木については、合併前に選定し、新市において定める。
- 4 新市の市民憲章については、新市において定める。
- 5 新市のキャッチフレーズについては、合併時に調整する。
- 6 新市の都市宣言等については、新市において調整する。
- 7 1市2町の各種イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

### 協議第7号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 次のとおり提案があり確認されました。
- 1 新市に1つの農業委員会を置き、1市2町の農業委員会を選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定に基づく任期等に関する特例を適用し、平成18年9月30日までの間、引き続き新市の農業委員会への選挙による委員として在任するものとする。
- 2 新市の農業委員会への選挙による委員の最初の選挙における定数は、30人とする。

### 協議第14号

使用料・手数料等の取扱いについて

- 1 次のとおり提案があり確認されました。
- 1 使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるように調整に努めるものとする。

ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一

が困難なものの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。



### 協議第16号

公共的団体等の取扱いについて

次のとおり提案があり確認されました。公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に付いて次のとおり調整に努めるものとする。

- 1 1市2町に共通する団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 1市2町独自の目的を有する団体については、現行のとおりとする。

### 協議第18号

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

次のとおり提案があり確認されました。各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情や関係団体の意向などを配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整するものとする。

- 1 1市2町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、新市において統一する方向で調整する。
- 2 1市2町で独自の補助金、交付金等については、従来からの実績等を尊重し、新市域全域において均衡を保つよう調整する。
- 3 整理統合できる補助金、交付金等については、合併時に統合・廃止できるように調整する。

### 協議第22号

公の施設の取扱いについて

公の施設の設定、管理等については、原則として現行のとおり引き継ぎ、新市において、必要に応じて調整するものとする。

### 協議第23号-1

各種事務事業(電算システム事業関係)の取扱いについて

電算システム事業については、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合し、ネットワークシステム構築により住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。

### 協議第23号-2

各種事務事業(保健・衛生関係)の取扱いについて

- 1 次のとおり提案があり確認されました。
- 1 老人保健福祉計画については、新市において速やかに策定する。
- 2 健康増進計画については、観音寺市の例により、新市において策定する。
- 3 若年健康診査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。



- 4 妊婦・乳児健康診査受診票交付事務については、合併時に再編統一する。
- 5 乳幼児健康診査（乳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児）及び3歳児健康診査後フォロワー相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 6 母子保健推進員育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 7 母子愛育会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 8 一般健康相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 9 基本健康診査については、新市において、併用方式にて実施する。
- 10 機能訓練事業については、A型B型の実施状況を集約し、介護保険事業との重複を避け、新市において実施する。
- 11 各種がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん）については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 12 骨密度検査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 13 歯周疾患検診については、新市において統一する。
- 14 食生活改善推進協議会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 15 保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第23号-19

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて

- 次のとおり提案があり確認されました。
- 1 道路認定については、合併時に再編統一する。
  - 2 国庫補助事業・単独県費補助事業等道路新設改良事業については、

- 継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- 3 急傾斜地対策事業については、合併時に再編統一する。
  - 4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
  - 5 道路占用料については、合併時に再編統一する。
  - 6 河川の維持管理については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
  - 7 法定外公共物関係については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編統一する。
  - 8 港湾・海岸の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。



協議第23号-21

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて

- 次のとおり提案があり確認されました。
- 1 公営住宅ストック活用計画については、新市において策定する。
  - 2 公営住宅家賃については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
  - 3 収納管理については、合併時に再編統一する。
  - 4 改良住宅については、現行のとおり

- 5 新市に引き継ぐ。
- 5 特定公共賃貸住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第23号-22

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

- 次のとおり提案があり確認されました。
- 1 幼稚園保育料については、合併までに幼一保育料とする。
  - 2 預かり保育については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するものとする。
  - 3 就学援助費については、合併時に統一するよう調整するものとする。
  - 4 就園奨励費補助については、平成18年度から統一するよう調整するものとする。
  - 5 豊浜町育英資金の貸付制度については、合併時に廃止するものとする。ただし、償還については現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - 6 スクールバス等の運行については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - 7 中学生新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。
  - 8 児童及び生徒の校外活動費補助については、現行のとおり引き継ぎ、助成金額については、新市において再編調整するものとする。
  - 9 中学校生徒海外研修については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整するものとする。
  - 10 姉妹町村少年交流については、現行のとおり引き継ぎ、新市において検討するものとする。

協議第23号-23

各種事務事業（学校等の通学区関係）の取扱いについて

- 通学区及び通園区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じて調整するものとする。
- と、提案があり確認されました。

協議第23号-24

各種事務事業（学校給食関係）の取扱いについて

- 次のとおり提案があり確認されました。
- 1 給食費の額及び会計処理方式については、平成18年度から統一するものとする。
  - 2 学校給食調理施設及び調理方式については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - 3 学校給食関係団体については、合併時に統合するよう調整するものとする。

協議第24号

新市建設計画（その2）について  
新市建設計画（第4章新市建設の基本方針）について提案があり確認されました。  
（概要は本紙4〜5ページに掲載）

その他

- (1) 第7回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の日程について報告がありました。
- (2) 第8回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の日程について報告がありました。
- (3) 第9回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の日程について報告がありました。







## ゾーン別の整備方針

新市は都市的地域、山間部や農村の地域、島しょなど、多種多様な地理的条件をもっていることから、地理的にそれぞれの特性を生かした整備を進めることが求められています。このため、新市を以下の4つのゾーンによって形成されるものとして、それぞれの整備方針を以下のように定めます。



市街地ゾーン

このゾーンは、密集した市街地の中に都市的な機能が多く集積しているほか、鉄道などの公共交通の拠点ともなっています。

交通利便性の高さを生かして文化、交流等の拠点にふさわしい施設・機能の整備を図っていきます。



田園居住ゾーン

このゾーンは、豊かな田園地帯の中に、広大な平野を生かしたゆとりある住宅地が広がる、水と緑が豊かな地域社会となっています。





農地の適正な保全を図りながら、環境と共生した産業や住民の利便性を高める施設の立地誘導を図っていきます。

臨海・島しょゾーン

市街地ゾーン

田園居住ゾーン

山間・丘陵保全ゾーン

-  高速道路(高松自動車道)
-  国道
-  J R(予讃線)
-  県道丸亀詫間豊浜線(さぬき浜街道)



臨海・島しょゾーン

このゾーンは、美しい海岸線が広がり、新鮮な海産物を提供するほか、砂地を利用した野菜栽培や施設園芸農業も盛んです。

市街地部付近では工業等の集積も見られます。

産業立地を進めるとともに、現在整備が進められている廃棄物埋立護岸やさぬき浜街道を活用して物流の拠点づくりを目指します。また、水産業や観光業などと連携した体験交流の機会を提供するなど地域の活性化に取り組めます。さらに、白砂青松の砂浜の保全、活用により、歴史的・文化的資源の継承を図っていきます。



山間・丘陵保全ゾーン

このゾーンは豊かな山林に恵まれ、貴重な水をもたらすなど、新市全体に自然の恩恵を与える源となっています。また、丘陵地帯では、梨、みかん等の果樹栽培が盛んなほか、内外の交流を支える拠点となる観光施設も点在しています。

山林の育成・保全を図り、貴重な水と緑を守ることに努めます。これとともに、地域の個性を生かした観光集客の促進を支援します。

## ネットワークの形成方針

新市においては、地域間のバランスに配慮しながら内外の交流が可能になるよう地域間を結び、人・もの・情報の流れが活発になるようネットワークの充実を図っていきます。





# 合併協定項目の検討内容(抜粋)

合併協議会だより第4号では、合併協定項目のI協定項目23その他(各種事務事業)について第4回合併協議会までに確認された項目をお知らせしましたが、今回は第5回合併協議会で確認された項目についてお知らせします。

## 23-4 各種事務事業(人権擁護関係)の取扱いはどうなるの？

- 1 人権擁護審議会並びに「人権教育のための国連10年」行動計画等人権啓発活動事務については、合併時に再編統一する。
  - 2 隣保館の運営については、国の運営要綱を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - 3 同和対策個人給付事業については、現行のとおり引き継ぎ、県の動向を見て新市において調整する。
  - 4 同和対策社会福祉事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
  - 5 同和対策小口融資資金貸付事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- と、確認されました。

## 23-5 各種事務事業(消防・防災関係)の取扱いはどうなるの？

- 1 地域防災計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
  - 2 自主防災組織の育成・指導については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
  - 3 防災行政無線については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- と、確認されました。

【自主防災組織の結成状況】は、現在、1市2町合わせて83組織あります。

## 23-17 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いはどうなるの？

- 1 農業振興関係については、次のとおり取り扱うものとする。
    - (1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整し、新たに計画を策定する。
    - (2) 水田農業構造改革対策については、現行のとおり引き継ぐ。
    - (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。
    - (4) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
    - (5) 有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一する。
    - (6) 生活研究グループ等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに統合されるよう調整に努める。
    - (7) 農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
  - 2 土地改良関係については、次のとおり取り扱うものとする。
    - (1) 国庫補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は、現行のとおり引き継ぎ、新規事業については、合併時に再編調整する。
    - (2) 単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一する。
    - (3) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
    - (4) 土地改良区関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
    - (5) 香川用水関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
    - (6) 災害復旧事業については、合併時に再編統一する。
  - 3 林務・水産関係については、次のとおり取り扱うものとする。
    - (1) 林業関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
    - (2) 水産関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
    - (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
    - (4) 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。
- と、確認されました。

### 23-25 各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いはどうなるの？

- 1 生涯学習施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - 2 生涯学習施設の管理・運営については、当分の間現行のとおりとし、地域のサービスの低下を招かないように、新市において調整するものとする。
  - 3 生涯学習関係施設の使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
  - 4 生涯学習関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するものとする。
  - 5 生涯学習関係団体については、合併時に統合されるよう調整に努めるものとする。
  - 6 生涯学習関係団体への補助金については、新市において統一する方向で調整するものとする。
- と、確認されました。

【生涯学習施設】中央公民館、地区公民館、図書館、文化会館、郷土資料館、社会体育施設等が該当します。

【生涯学習関係事業】各種学級・講座、成人式、放課後児童クラブ、体育祭・運動会、体育行事等が該当します。

### 23-26 各種事務事業(人権・同和教育関係)の取扱いはどうなるの？

- 1 人権教育及び人権啓発の推進を図る組織体制については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編統一する。
  - 2 人権・同和教育施策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
  - 3 人権・同和教育資料等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一を図る。
- と、確認されました。

### 23-27 各種事務事業(文化振興関係)の取扱いはどうなるの？

- 1 1市2町の指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - 2 文化振興事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するものとする。
  - 3 文化振興関係団体については、次のとおり取り扱うものとする。
    - (1) 文化協会については、合併時に統合されるよう調整に努める。
    - (2) 文化財保護協会については、合併時に統合されるよう調整に努める。
    - (3) 保存会等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - 4 文化振興関係団体への補助金については、新市において統一する方向で調整するものとする。
- と、確認されました。

【文化振興事業】文化祭(展)、芸能発表会・芸能祭、音楽祭等が該当します。

【文化振興関係団体】文化協会、文化財保護協会、各種保存会等が該当します。

### 23-28 各種事務事業(競輪事業関係)の取扱いはどうなるの？

競輪事業関係については、現行のとおり引き継ぐものとする。  
と、確認されました。

### 23-29 各種事務事業(土地開発公社関係)の取扱いはどうなるの？

大野原町土地開発公社及び豊浜町土地開発公社については、合併の前日までに解散し、その財産を観音寺市土地開発公社に譲渡するものとする。  
と、確認されました。

### 23-30 各種事務事業(社会福祉協議会関係)の取扱いはどうなるの？

- 1 社会福祉協議会については、それぞれの実情を尊重しながら、統合に向けて調整に努める。
  - 2 委託事業・補助事業・単独事業については、それぞれの社会福祉協議会の実情を尊重しながら、調整に努める。
- と、確認されました。

※ これからの各種事務事業の協議状況についても、随時合併協議会だよりでお知らせします。

# ご意見等をお待ちしています

合併協議会の資料や会議録の閲覧及び、合併についてのお問い合わせやご意見ご提言は

## 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局

〒769-1697 三豊郡大野原町大字大野原1260番地1

TEL 0875-54-9880 FAX 0875-54-9885

ホームページアドレス

<http://www.kot-gappei.jp>

※随時、内容を更新していますので是非ご覧ください。

または、下記、各市町合併担当窓口まで

観音寺市合併対策室

TEL 0875-23-3917 FAX 0875-23-3920

大野原町合併対策室

TEL 0875-54-5700 FAX 0875-54-5029

豊浜町合併対策室

TEL 0875-52-1200 FAX 0875-52-3113

## 第8・9回 合併協議会のお知らせ

第8回合併協議会 日時 平成16年9月22日(水) 午後1時30分から

第9回合併協議会 日時 平成16年10月27日(水) 午後1時30分から

場所はいずれも、大野原町大字大野原1260番地1  
大野原町中央公民館3階講義室で開催されます。

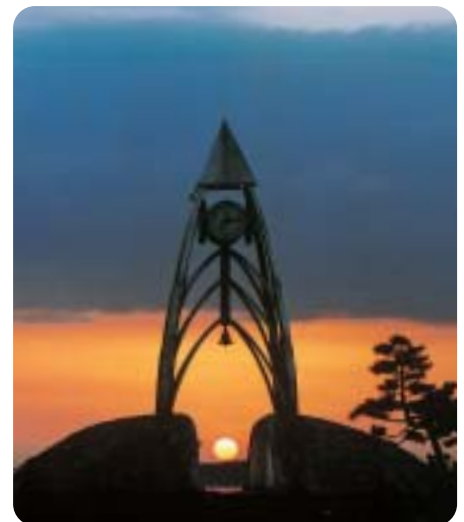
※ 第7回合併協議会は8月26日(木)に行われました。詳しい結果は第6号でお知らせします。

### 合併協議会はどなたでも傍聴できます。

ビデオやカメラ、録音機等の持ち込みはできませんが、協議の様子をご自身でご覧になってみませんか。



(規程により、受付にてお名前等を記入していただいて会議次第をお渡ししています。)



▲「一の宮ドリームタワー」

豊浜町一の宮海岸のシンボルの時計塔は、豊かな浜から宇宙に向けて飛び立つロケットをイメージしており、海の日(7月20日)には、ドリームタワーの間に夕日が沈み、絶好のロケーションとなります。